

中越産業株式会社特定福祉用具販売事業運営規程

(事業の目的)

第1条 中越産業株式会社が開設する特定福祉用具販売事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定特定福祉用具販売を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定福祉用具販売を行う。

2 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

3 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 中越産業株式会社

二 所在地 富山県南砺市福野775番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一 管理者 1名（専従）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 専門相談員 2名（管理者と兼務）

専門相談員は、要介護者の心身の特性等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な特定福祉用具の選定に当たるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 別紙当社カレンダーとする。

二 営業時間 午前8時から午後5時までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（特定福祉用具販売の提供方法）

第6条 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

2 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、カタログ等の書面を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に關し点検を行い、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。

（指定特定福祉用具販売の取扱種目及び販売費用その他費用の額）

第7条 指定特定福祉用具販売の取扱種目は、厚生労働大臣が定める次の種目とする。

一 腰掛便座

二 特殊尿器

三 入浴補助用具

四 簡易浴槽

五 移動用リフトのつり具の部分

- 2 特定福祉用具の販売費用の額は、別紙料金表による。
- 3 前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

一 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う特定福祉用具販売に要した交通費

ア 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね 20 km未満 3,000 円

イ 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね 20 km以上 5,000 円

- 4 前2項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南砺市、砺波市、小矢部市、高岡市及び射水市とする。

(苦情処理の対応)

第9条 苦情があった場合は、迅速に担当者が相手方に連絡をとり、面談等により詳しい事情を聴く。

- 2 苦情処理の担当者が必要があると認めるときは、管理者を含めて検討会議を行うか、又は管理者に処理結果を報告する。
- 3 苦情に係る記録を行い、台帳に保管し、再発防止に役立てる。

(損害賠償)

第10条 事業所は、利用者に対する特定福祉用具販売により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待防止のための措置)

第10条の2 事業所は、利用者に対する虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 従業者に対し、虐待防止に関する研修を定期的に実施する。
- 二 従業者が虐待に該当するおそれのある行為を把握した場合は、速やかに管理者に報告し、管理者は必要な調査と対応を行う。
- 三 虐待が疑われる場合には、関係機関（市町村、地域包括支援センター等）と連携し、適切な対応を行う。
- 四 利用者及び家族が虐待に関する相談又は申出ができる相談窓口を設置し、周知する。
- 五 虐待防止に関する取り組みの検証及び改善を継続的に行う。

（その他運営に関する重要事項）

第11条 事業者は、従業者の質的向上を図るため、研修機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用時から6箇月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、中越産業株式会社と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。